破産手続廃止

平成２６年（フ）第２０５号
群馬県前橋市千代田町３丁目９番４号
破産者　株式会社丸二商店
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１４２号
神奈川県南足柄市怒田320番地30
破産者　有限会社創俊
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１４号
新潟県佐渡市両津湊291番地
破産者　株式会社ヤマキチ
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２６年（フ）第１４１号
群馬県前橋市川原町１丁目29番地７
破産者　株式会社プラスワン
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２５１号
埼玉県入間市宮寺2217番地４
破産者　有限会社加藤板金
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３８６号
埼玉県春日部市粕壁6793番地１
破産者　株式会社エイチケイリフォーム
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２５５６号
大阪市福島区大開３丁目１番２―834号
破産者　株式会社金田興業
1　決定年月日　平成26年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１２号
旭川市豊岡13条４丁目１番14号
破産者　株式会社アクティブエンタープライズ
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４４号
北海道旭川市永山３条５丁目１番４号、登記記録上の所在地北海道旭川市東５条６丁目１番８号
破産者　株式会社翼エンタープライズ
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４５号
北海道旭川市永山６条８丁目４番８号
破産者　新野　和浩
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１００号
北海道帯広市西十八条南３丁目51番１号
破産者　株式会社ダイトウ建設
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
北海道河西郡芽室町東二条南２丁目２番地10
破産者　道徳車輌興業株式会社
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
青森県北津軽郡中泊町大字深郷田字甘木140番地30
破産者　有限会社モールドケイ
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第２４５号
和歌山市福島487番地ルミノーゾふるい２Ｆ
破産者　株式会社テンダー
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１４号
島根県鹿足郡津和野町日原169番地１
破産者　日原工業株式会社
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第３１号
香川県高松市香西本町210番地３
破産者　株式会社サンライズ
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３７３号
高知市介良乙541番地１
破産者　有限会社オートセレクション
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２６号
千葉県木更津市港南台１丁目20番地３　メーリーウィンドⅡ102号
破産者　南　　佳久（旧姓能條）
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第６６号
千葉県木更津市長須賀942番地11　第３サンコーポ103号
破産者　芳賀　司子（旧姓平田）
1　決定年月日　平成26年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１０２号
群馬県伊勢崎市南千木町1797番地15
破産者　下田　明子
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２０６号
群馬県前橋市三俣町３丁目２番地35
破産者　荒木　博一
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係